

令和3年第4回定例会

鳴沢村議会会議録

令和3年12月13日 開会

令和3年12月21日 閉会

鳴沢村議会

令和3年第4回鳴沢村議会定例会会議録

令和3年12月13日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦 雄一郎	2番	渡辺 正人
3番	渡辺 宗司	4番	土屋 文明
5番	渡辺 次男	6番	小林 清一
7番	小林 昭一	8番	渡邊 明雄
9番	佐藤 博水	10番	三浦 直樹

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 渡邊安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

承認第 6号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

- 議案第 4 2 号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 3 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 4 号 村道路線の廃止の件
- 議案第 4 5 号 富士・東部広域環境事務組合の設立について
- 議案第 4 6 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 4 7 号 令和 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 8 号 令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 9 号 令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 承認第 6 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 5 議案第 4 2 号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 4 3 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 4 4 号 村道路線の廃止の件

- | | | |
|---------|-----------|----------------------------------|
| 日程第 8 | 議案第 4 5 号 | 富士・東部広域環境事務組合の設立について |
| 日程第 9 | 議案第 4 6 号 | 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 7 号 | 令和 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 8 号 | 令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 9 号 | 令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 一般質問 | |

◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和3年第4回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

12月になり、今年も残り18日余りと、何かとお忙しい中、ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

10月の衆議院選挙で、自民党の勝利により岸田政権が継続され、新型コロナウイルスオミクロン株の水際対策がなされています。

また、今定例会に提出されました子育て世代への臨時特別給付金、3回目の新型コロナワクチン接種への政策が施されます。

村民の生活を守るため、慎重に審議いただきますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

開会 午前10時01分

議長（三浦直樹君） ただいまから令和3年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（三浦直樹君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 令和3年度第4回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会の下、開会できましたことを、感謝を申し上げさせていただきます。

今年も残り18日ばかりで令和4年を迎えるわけですが、コロナで始まりコロナで終わった、慌ただしい1年だったような気がいたします。

東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーや本大会での日本人の活躍等ありましたが、無観客でもあり、盛り上がりも少なく感じました。

また、5月からコロナワクチン接種を高齢者から始め、各年齢層ごとに順次2回のワクチン接種を行い、約9割近くの村民に接種を行っていただきました。

本村からも10月以降、新規感染者が発生しておりませんし、全国的に感染者が減少しているとはいえ、海外では新たな変異株の出現などで感染者が増加している国もあり、日本では、先ほど議長さんが申し上げましたが、第3回目の接種は行いますが、2回目と3回目の間隔を8ヶ月とするのか、早めにするのかもまだ決まっておりませんので、さらなる感染対策の徹底をお願いしたいところでもあります。

村の各種事業も、コロナウイルス感染を受け、2年連続で開催できなかった事業もありますが、保育所の入・卒園式、小学校の入学式・卒業式、修学旅行、成人式等の節目となるような重要な式典については、感染症対策を徹底した上で、滞りなく行うことができたことを感謝申し上げますとともに、議会の皆さんまた職員の皆様のご協力、ご支援に感謝を申し上げまして、今議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

議長（三浦直樹君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺次男君、小林清一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の報告がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、12月2日に第3回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による令和3年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員 小林昭一君。

監査委員（小林昭一君） 地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました行政監査について報告をいたします。

12月19日及び22日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について行政監査を行いました。

事業執行状況については、令和3年度における全255項目のうち、100万円以上かつ11月8日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の18事業を対象として、事業執

行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査しました。

補助金交付事務については、令和2年度一般会計において、1補助事業者について50万円以上の補助金を交付している18事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているか審査をいたしました。

入札事務については、令和3年度において10月末日までに執行された9件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているか審査しました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項及び鳴沢村監査基準第14条第1項の規定により、11月22日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日、議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で行政監査の報告を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で行政監査の結果報告を終わります。

次に、令和3年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月3日の午後2時及び6日の午後4時より、議員控室にお

いて委員会を招集いたしました。

3日は委員4名、6日は委員3名と、両日ともに議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月3日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は、本日より12月21日までの9日間とし、詳細は、配付済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配付済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、12月6日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配付済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、12月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、6日正午に通告が締め切られた3名3件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 総務教育厚生常任委員会副委員長 渡辺正人君。

総務教育厚生常任副委員長（渡辺正人君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第3回定例会において、所管事務の調査について継続

調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月7日午後8時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村消防団第一分団・第二分団との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立ち、議員控室において、両分団の分団長、副分団長、班長の方々と座談会を開催し、消防団活動で抱えている課題やご要望等を伺いました。

座談会では、団員の成り手不足の問題を中心に、人員不足による作業負担の増加、消防団のイメージアップの方策、家族の理解を得られるための方策など、様々なご意見や課題、対策案が挙げられました。

座談会終了後に、議員控室で委員会を開催し、消防団の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議の結果、団員確保のためのイメージアップ戦略や本人・家族への優遇措置の検討、除雪・水利点検作業や操法訓練等に対する負担軽減の方策、消防団の組織体制整備やOBの支援体制構築の検討などについて、議員協議会への提言に向けて総務教育厚生常任委員会で協議していくことを決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

建設産業経済常任委員長（渡辺次男君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和3年第3回定例会において、所管事務の調査について継続

調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月3日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長及び振興課職員3名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、令和3年度道路工事等の進捗状況等について、道の駅リニューアルについての2件です。

会議では、まず、振興課より、今年度実施している村の工事及び国・県が主体となって行っている村内の工事等について、内容や進捗状況等の説明を受けました。

続いて、道の駅リニューアルについて、10月14日、29日、11月22日に実施した道の駅専門部会での協議事項を私から報告し、その内容を基に意見交換を行い、今後の道の駅なるさわの管理体制について、指定管理者であるJA鳴沢村の動向を伺いながら、専門部会や当委員会で協議を継続していくことを決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月21日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第46号（案）について、議会だよりモニターからの意見についての2件であります。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第46号についてレイアウト、記事内容等について協議し、先月11月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、令和2年度決算認定の記事をトップ項目とし、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

また、3月定例会でもお伝えしましたが、令和2年度山梨県広報コンクールで、議会だより第42号が奨励賞を受賞いたしましたので、その件についても掲載させていただきました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦直樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 承認第6号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長（三浦直樹君） 日程第4、承認第6号鳴沢村職員給与条例の

一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長（三浦寿得君） 承認第6号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、令和3年8月10日付の人事院勧告及び一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等を勘案し、本村職員の給与条例につきましても一部を改正する必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

また、速やかに期末手当に反映する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

条例の1ページ、第1条をご覧ください。

初めに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

主な改正点は、民間企業の賞与に相当する期末手当の額が民間の支給割合と比較して高くなっていることから、0.15ヶ月分を引き下げ、年間の期末・勤勉手当を4.30ヶ月とするものであります。

具体的には、第16条第2項の期別支給割合を、職務給1級から5級の職員は100分の127.5を100分の112.5に、6級の職員は100分の107.5を100分の92.5に0.15ヶ月分引き下げるものであります。

再任用職員につきましても、期別支給割合を職員同様引き下げますが、引下げ月数は0.10ヶ月であります。

続きまして、第16条第5項の職務級に応じて加算される役職

加算額割合を100分の10から100分の15へ変更するものであります。

これは、本来、5級職員と6級職員では職責が異なり、役職加算額に差があるべきでしたが、同一の加算割合となっていたため是正するものであります。

条例の3ページ、第2条につきましては、期別支給割合を100分の7.5、再任用職員においては100分の5引き上げております。これは、年間の期末・勤勉手当の割合を、令和3年度と令和4年度とも年間4.30ヶ月となるよう調整しているものであります。

附則として、本条例の施行期日を、第1条の令和3年度12月支給分の期末手当についての改正は公布の日からとし、第2条の令和4年度分の期末手当の改正については令和4年4月1日から施行するものであります。また、第1条の鳴沢村職員給与条例第16条第5項の規定については、令和3年4月1日から遡及適用するものであります。

以上で承認第6号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎日程第5 議案第42号 鳴沢村国民健康保険条例の一部
を改正する条例を定める件**

議長(三浦直樹君) 日程第5、議案第42号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第42号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日より産科医療保障制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金等の支給額を見直すこととされたため、条例の改正を行うものであります。

改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

第5条の出産育児一時金につきまして、出産育児一時金として40万4,000円を支給し、産科医療補償制度保険金分1万6,000円を加算して、計42万円を支給していましたが、産科医療補償制度保険金が4,000円値下げしたことにより、1万2,000円に改正されることとなりました。

これにより、出産育児一時金の総支給額が4,000円減額となりますが、支給総額42万円を維持することとなったため、40万4,000円から40万8,000円に改めるものであります。

附則として、この条例は令和4年1月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の日前の出産に係る鳴沢村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第43号 鳴沢村特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を
改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第6、議案第43号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第43号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援地域施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、書面等によることが規定又は想定されている各種手続について、電磁的記録及び電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定が追加されたことに伴い、基準省令に準じた改正を行うものであります。

5ページをご覧ください。

第4章雑則を新設し、電磁的記録及び電磁的方法による対応を可能とするため、第53条の規定を追加し、また、内容が重複する2ページの第5条第2項以下から4ページの第38条第2項を削ることで、改正に対応するものであります。ほかは法改正による文言の修正のみとなっています。

附則としまして、公布の日より施行するものであります。

以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第44号 村道路線の廃止の件

議長（三浦直樹君） 日程第7、議案第44号村道路線の廃止の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（木暮富人君） 議案第44号村道路線の廃止の件について提案理由をご説明申し上げます。

現況が公共の用に供する道路となっていない村道87号線及び公共物（道路）用途廃止申請による払下げ予定がある村道36

4号線について、廃止の必要があるため、道路法第10条第1項の規定に基づき、村道の廃止を行います。また、同法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提案するものです。

議案の1ページをご覧ください。

廃止は村道87号線及び村道364号線の2路線です。

詳細については、お配りしてあります議案第44号の参考資料をご覧ください。

参考資料の1ページが村道87号線及び村道364号線の廃止事由、延長、面積の詳細です。2ページから4ページが村道87号線に係る資料で、2ページが位置図、3ページが実測図、4ページが現地写真となります。

村道87号線は民地の一部を認定しており、現況、個人宅の敷地となっており、公共の用に供する道路ではないことから廃止を行うものです。

続いて、資料の5ページから7ページをご覧ください。こちらが村道364号線に係る資料です。5ページが位置図、6ページが実測図、7ページが現地写真となります。

村道364号線沿線の地権者より、令和3年9月27日付で公共物（道路）用途廃止申請が提出され、利害関係者の同意があり、現況も道路としての機能はなく、将来にわたって公共の用に供する見込みもないことから廃止を行うものです。

以上について、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第44号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第45号 富士・東部広域環境事務組合の 設立について

議長（三浦直樹君） 日程第8、議案第45号富士・東部広域環境事務組合の設立についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第45号富士・東部広域環境事務組合の設立について提案理由をご説明申し上げます。

令和4年2月1日から、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村とごみ処理施設に関する事務を共同処理するため、一部事務組合を設立するものであります。

設立に当たり、地方自治法第284条第2項の規定により、富士・東部広域環境事務組合規約を定め、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

1 ページをご覧ください。

主な内容ですが、第4条で事務所は富士吉田市の環境美化センター内に置かれ、鳴沢村の組合議員は第5条、第6条により鳴沢村議会議員の中から1名を選出することになります。

3 ページの別表をご覧ください。

費用の負担割合ですが、施設建設費は人口割10%、処理量割90%、運営管理経費は処理量割100%となります。

以上で議案第45号についての提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 9 議案第 4 6 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）

◎日程第 1 0 議案第 4 7 号 令和 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 1 議案第 4 8 号 令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 2 議案第 4 9 号 令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議長（三浦直樹君） 日程第 9、議案第 4 6 号令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 1 2、議案第 4 9 号令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 4 6 号令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 4 9 号令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の 4 件について提案理由をご説明申し上げます。

令和 3 年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに 8, 7 4 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を 3 1 億 9 8 6 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要については、子育て世帯への臨時特

別給付金支給事業（仮称）2,482万7,000円、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業1,598万5,000円、保護事業諸費400万円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金4,538万円、前年度からの繰越金797万円、県支出金381万6,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和3年度予算と、令和2年度から令和3年度に繰越明許させていただいた予算の総額は31億2,245万5,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第46号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第49号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第13 一般質問

議長（三浦直樹君） 日程第13、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺次男君からの「本村の人口減少対策は」の質問を許します。

5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 本村の人口減少対策について、村長に伺います。

総務省が公表した国勢調査の確定値では、2020年10月1日時点の本村の人口は2,824人で、5年前の前回調査から

3. 3%減少しました。また、第2期鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの将来人口展望値2,850人より減少が進んでおります。

総合戦略の「施策の展開」では、「基本目標Ⅰ、鳴沢村で産み、育てていくことにやさしい環境を創生する」の数値目標として、出生人数を令和6年度22人。「基本目標Ⅳ、鳴沢村への新たな人の流れを創生する」の数値目標として、年間純移動数、令和6年度プラス12人。重要業績評価指標、移住・定住助成制度の活用件数、令和6年度3件とありますが、現状をどのように評価していますか。

また、令和6年度の目標達成に向け、今後どのような取組を行うのか伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の本村の人口減少対策についての質問は、所管課長であります企画課長より答弁をいたします。

議長（三浦直樹君） 企画課長。

企画課長（渡邊英博君） 渡辺次男議員からの、本村の人口減少対策についての質問にお答えいたします。

鳴沢村においては、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力あるまちづくりを推進していくため「鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン／総合戦略」を策定しております。

第1期計画は、平成27年度から令和元年度までの各事業を実施してきました。

第1期計画期間の終了に伴い、人口の動向、村民のニーズ等の現状把握をした上で、国の新たな視点も取り込んだ第2期計画を令和2年度から6年度まで策定し、持続可能な地域社会の形成を推進しています。

国勢調査の確定値では、2015年の人口が2,921人、5

年後の2020年の人口が2,824人、人数で97人、率で3.3%減少しました。

一方、住民基本台帳では、2015年の人口が3,165人、5年後の2020年の人口が3,142人、人数で23人、率で0.7%減少しております。

国勢調査については、プライバシー意識の高まりや別荘地等の居住者などで確認が難しいケースが増えておりますが、人口が減少していることは確かであります。

直近のデータでは、令和元年度の出生数13人、転入者数から転出者数を引いた年間純移動数は2人、移住・定住助成制度の活用件数はゼロ件、令和2年度は出生数15人、年間純移動数は19人、移住・定住助成制度の活用件数はゼロ件となっております。

令和6年度の目標値は、出生数が22人、年間純移動数が12人、移住・定住助成制度の活用件数3件となっております。

特に、出生数は、平成27年度から平成30年度の4ヶ年平均は24人でしたが、令和元年度と令和2年度の出生数は平均14人と極端に少なくなっております。これは、新型コロナウイルスの発生により健診等を控える動きがあり、出生数が減少したのではないかと思います。ただ、令和3年度の出生数は20人を見込んでおりますので、少しずつ現状に戻ってくると思われれます。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクにさらされず、落ち着いて暮らせる別荘のニーズも高まっており、分譲や建て売り、中古物件の売行きも好調と聞いておりますので、移住する方も増えてくると思われれます。

また、移住者の中でも若年層を取り込むことが出生数の増加に有効でありますので、若年層を対象とした新たな移住・定住助

成制度も検討しており、今年度は移住支援金の交付を1件見込んでいる状況です。

企業誘致についても、ジラゴンノ地区を中心に企業側から数件の問合せがあり、そのうち1件はドローンを使った現地調査まで実施されましたが、残念ながら誘致までには至っておりません。今後も山梨県と協力して企業誘致を推進し、企業向けの説明会等に参加してPRしていきます。

「鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン／総合戦略」は、策定して2年目に入りました。3年目を迎える来年度に、実情を踏まえ検証して、見直しを行う予定です。見直しを踏まえて、各種施策を推進していく中で、全庁を挙げて人口減少対策に取り組んでいきます。

以上で渡辺次男議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでありますけれども、施策の中で「空き家や別荘地の活用を視野に入れながら、移住・定住者の住宅整備に努めます」と書いてありまして、空き家の有効活用、移住・定住者の支援等うたってありますけれども、今のお話を聞きますと、エントリー表は発表したけれども、スタートラインにも立っていないような状況で、大分行動が伴っていないような気がします。

近隣の小菅村では、現在ではコロナで中止となっておりますが、日本初、村公認の通い型移住体験プログラムというのが、いろんな活動をやっているようですので、鳴沢村もそういうものを参考にして、何か1つ行動を、失敗してもいいので行動に移すことが大事だと思います。

これからの検討を、また実行をお願いして、質問を終わります。以上です。

議長（三浦直樹君） 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「トウモロコシの商標登録推進について」の質問を許します。6番 小林清一君。

6番（小林清一君） トウモロコシの商法登録推進について、村長にお伺いします。

消費者に人気の高い鳴沢産トウモロコシを、ほかの産地と識別し、高い商品価値を与えるため、商標登録する提案が振興課から提案されていますが、コロナ禍により、途中で停滞しています。できれば来年の生産に間に合うよう、具体的に今後の進め方について示してください。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林清一議員の鳴沢産トウモロコシの商標登録についての質問に対しまして、振興課長より答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 小林清一議員の質問にお答えさせていただきます。

鳴沢産のトウモロコシは、朝昼の気温差などの地域環境により糖度が高く、また地域にあった品種の採用などにより消費者の評価が高くなっていると思われまます。

耕作放棄地が増加傾向にある現状から見ても、トウモロコシのブランド化により販売単価を上げ、農家の収入につなげていくことは、鳴沢村の農業の将来を考えて今後重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

なお、質問にありました商標登録については、農林水産省が取り組んでいる地域団体商標のことと思われまますが、これはあくまで一連のブランド化の取組の中の手段の一つであり、地域団体商標の登録が目的ではないことをご理解いただきたいと思います。

ます。

現在、振興課内で目的の達成に向けた計画を策定中です。来年の春までには生産者の方にお示しして、生産者の議論を深めていただき、今後の方向性を模索していただきたいと考えております。

体制としては、村や農協が主体となって取り組むのではなく、村はあくまでスタート時点での関わりのみとし、いずれは生産者グループが主体となって取り組んでいただけることを期待しております。

恐らく生産者としては、トウモロコシのブランド化については総論としては賛成していただけるかと思いますが、生産に向けた土づくりや栽培方法の基準、形や糖度などの出荷基準を検討していく段階になると、各論で様々な反対意見など出ることを思われます。

いずれにしても、ただ単にトウモロコシを生産し、販売するのではなく、より美味しいものを栽培するなど、努力したことが報われるような仕組みとしていきたいと考えております。

なお、地域団体商標の取得については、名称については、例えば「なるさわスイートコーン」のように、『地域の名称』と『商品の慣用名称』の組合せとすること、また一定の地理的範囲でその名称が有名であることなどが要件です。ブランド化の取組が開始されてから一定期間が必要となります。この取組を進めていく中で、生産者の皆さんが自ら必要と判断する場合には、村としても積極的に協力したいと考えております。

以上で小林清一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 6番 小林清一君。

6番（小林清一君） 特に進め方につきまして、組合の方というような形ではありますが、JAで全数選別を行いながら生産をして

いるというのが現状であります。

この位置でのJAの位置づけというのは非常に大切でありまして、先々イニシアチブを取って全体をまとめる、生産者をまとめるというところの感じについては、ぜひJAとの協力をお願いしながら進めていただきたいと思います。

私の希望は以上ですが、質問はこれで終わらせていただきます。

議長（三浦直樹君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「高齢者の運転免許返納後の支援」の質問を許します。

8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 高齢者の運転免許返納後の支援ということで質問させていただきます。

高齢者における運転免許の返納が、都市部ではかなり進んでいるようです。これは、運転免許を返納しても、公共交通が発達しているので、日々の買物や医療受診にそれほど影響なく生活できているからのようです。

鳴沢村では、畑へ行くのに軽トラックの運転やトラクターの運転などが必要かもしれませんが、高齢者で運転免許証を自主返納した方に対して、村営の高齢者福祉バスを運行して、近くの町への買物、公共医療機関等の受診などができれば、免許を自主返納したいという高齢者がかなりいます。

そこで、新規に小型高齢者福祉バスを、近くの医療受診や買物など1日当たり午前・午後2往復程度運行すれば、高齢者の自主免許返納者も安心して生活できるのではないかと思います。また、返納しない高齢者の方でも、このバスを利用すれば便利ではないかなと思います。これについて村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の高齢者の運転免許証返納後の

支援についての質問ですが、所管課長の福祉保健課長に答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（小林昭博君） 渡邊明雄議員からの質問についてお答えいたします。

以前より高齢者の免許返納後の買物、医療機関への受診等、交通の確保は課題となっております。

渡邊明雄議員がおっしゃる、小型バスを運行し、医療機関や買物などに活用してはいかがかとのことでありますけれども、村内の公共交通は、通常的生活路線バスと本栖湖から河口湖への周遊バスのみとなっており、事業者に対して町村で赤字分の補填を行い、公共交通を維持している状況であります。

また、このようなコミュニティーバスを運行した自治体もありますが、利用者がおらず、乗客がいない状況で運行している実態も見受けられます。

鳴沢村は、地域柄、近親者に頼り、身内にお願ひする傾向が強いのも実情であり、実際運行した場合の利用が見込めないのではないかと考えております。

運行するに当たっては、運転手の確保や予約の問題、自動車購入や人件費などに多額の経費が必要となるなど、費用対効果の面からも難しいものではないかと考えております。

当村では、免許返納後の支援策を他の市町村の事例などを参考に研究してきましたけれども、その中で、近隣の富士河口湖町では外出支援策として、バスやタクシー代の補助を行っております。これについては、75歳以上で運転免許を所持していない方及び75歳未満でも免許証を返納された方が、路線バス又はタクシーを利用する際に、利用料の一部を助成するもので、バスかタクシーの補助かを選択できます。

バスについては、富士急山梨バスで発券するシルバー定期券、富士急山梨バスの路線バス全てに使える定期券となりますけれども、1年間分の定期券2万6,200円のうち1万7,760円を補助するもので、タクシーについては、中型初乗り運賃を年24回補助するもので、初乗り運賃740円の24回分で1万7,760円の補助となり、バスと同額の補助となっております。

本村においても、同様の支援策を行うことが、利用者のニーズなど、真に必要としている方への支援につながり、またバス路線の維持といった観点からもよいのではないかと考えております。

鳴沢村では現在、一般公共交通機関を利用できない虚弱な高齢者世帯などを対象とした、医療機関への外出支援サービスを行っておりますけれども、この支援サービスを見直す中で、バス定期券、タクシー補助を加え、免許返納後の外出支援事業を行いたいと考えております。

なお、この補助事業については詳細を検討し、令和4年度において予算を計上させていただき予定で検討しておりますので、ご理解、ご協力をお願いし、渡邊明雄議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） いろいろ方策はあると思います。ただし、今の答弁いただいた中で、やってもいないのに、利用しないだろうからこれはしないというような答弁は、ちょっと納得いきません。まずやってみてということが非常に大事ではないかと。その後、バスの補助金を出すとかタクシーの補助金を出す、この辺は代替案でいいのかもしれない。

それで、例えば河口湖商工会で発行している地域振興クーポン

券なんかも、鳴沢村では使えるお店が少ないですね。こういうものを、例えば年寄りの方が頂いても、使うことができない。まず鳴沢村でそういうところを認定するようなことをやって、それから、村にないわけだから、隣の富士河口湖町等へ出かけたいんですけれども、そういうときにはやっぱり便利に使えるような、先ほど福祉のバスがあるというようなこともおっしゃっていただきましたので、その辺もうまく考えて、行政として、そういう方々が現実にはいらっしゃるわけですよ。免許を返したいけれども、返した後、それで村をぐるぐる回ってくればありがたいなということをお願いしています。そういう強い意見があるわけですから、やってもいないのに効果がなさそうだとかという安直な答弁だと、ちょっとよろしくないのではないかと。だから、先ほど言われたようなことをうまく組み合わせて、納得いくような政策をやっていただければ非常にありがたいと思います。

以上です。

議長（三浦直樹君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月14日から20日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は12月14日から20日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月21日午前11時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 05 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 12 月 13 日

議会議長

署名議員

署名議員

令和3年12月21日再開

1、出席議員

1番	三浦 雄一郎	2番	渡辺 正人
3番	渡辺 宗司	4番	土屋 文明
5番	渡辺 次男	6番	小林 清一
7番	小林 昭一	8番	渡邊 明雄
9番	佐藤 博水	10番	三浦 直樹

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 渡邊安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告（一部事務組合議会報告）
日程第3	議案第46号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）
日程第4	議案第47号 令和3年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第48号 令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 6 議案第 49 号 令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 1 議案第 50 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予
算（第 7 号）
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午前 11 時 11 分

議長（三浦直樹君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、小林昭一君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 3 年第 3 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。

青木が原ごみ処理組合議会、5 番 渡辺次男君。

5 番（渡辺次男君） 令和 3 年第 2 回青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

11 月 22 日、午前 9 時 30 分より招集され、会議が行われました。

議員 8 名と、会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林 優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部 5 名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 11 月 22 日の 1 日間と決定されました。

会議事件は3件で、内容としましては、まず議長選挙についての件で、本村の佐藤博水氏が選任されました。

次に、副議長選挙についての件で、富士河口湖町勝山の小佐野快氏が選任されました。

最後に、令和2年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定についての件で、内容は、歳入総額4,039万5,423円、歳出総額2,764万8,560円、歳入歳出差引残高1,274万6,863円と原案のとおり認定されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 青木ヶ原衛生センター議会、2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 令和3年度青木ヶ原衛生センター議会、第2回定例会の報告をさせていただきます。

11月22日、午前11時より招集され、定例議会が行われました。

議員12名と、会議事件説明のために管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林 優鳴沢村長、会計管理者、監査委員及び富士河口湖町堀内環境課長と鳴沢村小林住民課長等執行部8名の出席がありました。

本会議の会議事件は9件で、日程第1として仮議席が決定され、議長空席のため最長老の三浦康夫議員が議長を務め、日程第2として議長選挙が行われ、富士河口湖町選出の堀内昭登議員が議会議長に選任されました。

日程第3として、新議長より議席の指定があり、日程第4及び第5として議長から会議録署名議員が指名され、会議日程は当日限りということで決定いたしました。

日程第6として、辞職議員の報告が行われました。

日程第7として副議長選挙が行われ、鳴沢村選出議員の中で私、渡辺正人が拝命いたしました。

日程第8として、認定第1号令和2年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定について審議され、歳入6,595万5,000円、歳出4,812万4,000円、次年度繰越1,783万1,000円とし、原案のとおり可決されました。

最後に、日程第9として、同意第1号青木ヶ原衛生センター監査委員の同意を求める件について審議され、富士河口湖町長浜の三浦康夫議員が選任されました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会、第2回定例会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

10月25日、午後1時半より招集され、令和3年度第2回定例会が行われました。

議員26名と、会議事件説明のために広域連合長、山下政樹笛吹市長をはじめ、執行部及び事務局9名の出席がありました。

最初に、新たに選出された議員7名の議席の指定があり、会期は1日間と決定されました。

次に、議会議長の選挙が行われ、指名推選により大月市の藤本実議員が選任されました。

その後、欠員となった議会運営委員会委員に甲府市の深沢健吾議員、北杜市の齋藤功文議員、富士川町の堀内春美議員、富士河口湖町の倉沢鶴義議員の4名が選任されました。

本会議では、まず最初に認定第1号令和2年度一般会計歳入歳

出決算の認定について。

歳入は、予算現額5億2,180万8,000円に対し、調定額、収入済額いずれも5億2,178万9,806円。主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費などに充てる市町村からの事務経費の負担金並びに前年度からの繰入金であります。

歳出は、予算現額5億2,180万8,000円に対し、支出済額4億9,403万7,513円、不用額は2,777万487円。主な内容につきましては、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、民生費、社会福祉費及び特別会計への繰出金です。

次に、認定第2号令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計、予算現額1,049億660万7,000円に対し、調定額は1,038億5,701万4,720円、収入済額は1,038億4,490万9,304円。なお、収入未済額の1,155万7,398円は、被保険者の所得更正などに伴う負担区分変更による医療費返還金等の未納分です。歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金及び現役世代からの支援金です。

歳出は、予算現額1,049億660万7,000円に対し、支出済額1,015億270万168円、不用額は34億390万円となります。主な内容は、被保険者に対する入院、外来、調剤、歯科等の医療給付費用です。

いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第10号令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,777万4,000円を追加し、

それぞれ5億5,116万7,000円とするものです。

次に、議案第11号令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23億2,528万5,000円を追加し、それぞれ1,077億6,622万8,000円とするものです。

いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同意第1号山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて。

山下政樹連合長より、広域連合規約の規定により、副連合長に小菅村村長、船木直美氏を選任したい旨が提出され、同意し、可決されました。

最後に、同意第2号山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて。

山下政樹連合長より、広域連合規約規定により、監査委員に昭和町選出議員、田中博愛氏を選任したい旨が提出され、同意し、可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午前9時より議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1つ、本日の本会議での追加事件の取扱いは追加日程として議題とすること、以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第46号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）

◎日程第4 議案第47号 令和3年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第48号 令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第49号 令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（三浦直樹君） 日程第3、議案第46号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から日程第6、議案第49号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長（三浦雄一郎君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第46号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から議案第49号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会期日程に従い本日開催し、付託案件

の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会の審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号から議案第49号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第46号から議案第49号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦直樹君） 起立全員です。したがって、議案第46号から議案第49号までの4件は、原案のとおり可決することに決

定しました。

議長（三浦直樹君） お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長 小林 優君から議案第50号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議案第50号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）を追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第50号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）

議長（三浦直樹君） 追加日程第1、議案第50号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第50号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに6,246万7,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を31億7,232万8,000円とするものであります。

一般会計の歳出の概要につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（仮称）3,942万9,000円、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（仮称）2,

303万8,000円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。事業実施に係る財源として、全額国庫支出金を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和3年度予算と令和2年度から令和3年度に繰越明許させていただいた予算の総額は31億8,492万2,000円となります。

詳細につきましては、住民課長及び福祉保健課長より説明をいたします。

議長（三浦直樹君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） それでは、議案第50号の住民課所管の補正予算の詳細についてご説明させていただきます。

予算要求書の1ページをご覧ください。

歳入から説明させていただきます。

民生費国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）ですが、事業名について名称が決定していますので（仮称）の削除をお願いします。

補正前額に2,303万8,000円を増額し、補正後の額を4,786万5,000円とするものです。内訳は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費2,300万円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費3万8,000円です。

5ページをご覧ください。

続いて、歳出の説明をいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費（仮称）ですが、事業名について、名称が決定しましたので（仮称）の削除をお願いします。

補正前額に2,303万8,000円を増額し、補正後の額を4,786万5,000円とするものです。財源は、全額国庫支出金となっております。

6 ページをご覧ください。

補正事業の内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、村内に住所を有する18歳以下の児童を持つ年収960万円以下の世帯に対し、児童1人につき5万円支給について、追加で5万円を増額し、合計10万円を支給するものです。

補正予算計上理由ですが、新型コロナウイルス感染症経済対策として18歳以下の児童を持つ家庭を支援するため、急遽年内に5万円の追加給付を行うことになりました。

12月3日に出された内閣府からの来春の給付金支給に関する指針では、6月までにクーポンを発行できない場合に限り現金を認めるとなっており、実質的に現金での給付ができない内容でありました。また、詳細な内容が示されていなかったため、補正予算第6号においては年内の5万円給付に要する経費の補正予算を計上し、来春支給分については詳細内容が決定し次第専決により予算計上する予定となっていました。

現状では、年内の5万円給付についての通知を発行し、12月13日より申請受付を開始しており、12月24日に支給する予定となっておりますが、対象者に送付した申請書に記載されている5万円を10万円と読み替えて支給することが問題ないとされ、事務手続上10万円の一括給付が可能となりました。

本村においては、支給に係る経費や受給者の利便性を考慮し、クーポンではなく現金の支給とし、また年内一括給付とすることとしたためであります。

7 ページをご覧ください。

通信運搬費ですが、補正前額に3万8,000円を増額し、補正後の額を6万1,000円とするものです。

支給額5万円から10万円に変更する内容を記載した通知と、

受給者の混乱を避けるため、支給総額と内訳を記載した支給決定通知を送る予定となっております。

補助金ですが、補正前額に2,300万円を増額し、補正後の額を4,600万円とするものです。全額が子育て世帯への臨時特別給付金の追加分となっております。

以上で住民課所管の補正予算の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（小林昭博君） それでは、引き続きまして福祉保健課所管の詳細について説明させていただきます。

まず、歳入について説明させていただきます。

予算要求書の3ページをご覧ください。

国庫補助金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですが、要求額3,942万9,000円の皆増となっております。内訳については、事業費分が3,700万円、事務費分が242万9,000円です。

続いて、歳出の説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業で、要求額3,942万9,000円の皆増で、財源は全て国庫支出金となっております。

10ページをお願いいたします。

この事業については、国において令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は傷んでおり、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要であり、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付する」とされ、昨日国の補正予算が

可決されております。

これにより、本村においても予算計上し、給付を行うものですが、補正事業の内容については、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の給付を行うもので、対象世帯は令和3年12月10日時点において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯で、合計370世帯を見込んでおります。

11ページをお願いします。

予算の主なものですけれども、このページの下段となりますが、委託料が217万8,000円の皆増となります。

12ページをお願いいたします。

内訳については、給付システム導入経費となります。

次に、補助金ですが、要求額3,700万の皆増で、内訳は給付金で、10万円掛ける給付世帯を370世帯見込み、合計で3,700万円となります。

なお、給付については国から詳細な内容が示された上でシステム改修を行い、年度内の3月末日までに給付を行う予定となりますが、なるべく早急に給付できるように努めていきます。

以上で議案第50号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）についての詳細説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

議長(三浦直樹君) 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（三浦直樹君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和3年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月21日

議会議長

署名議員

署名議員